様式第１号（第３条関係）

審査基準整理票

<table>
<tr><td>処分名</td><td colspan="3">特定障害者特別給付費の支給の決定</td></tr>
<tr><td>根拠法令名</td><td colspan="2">障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）</td><td>（条項）第 34 条第１項</td></tr>
<tr><td rowspan="6">基準法令名</td><td colspan="2">障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）</td><td>（条項）第 34 条第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害者総合支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）</td><td>（条項）第 21 条、第 21 条の２</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害者総合支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）</td><td>（条項）第 34 条</td></tr>
<tr><td colspan="2">介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>所管部署</td><td colspan="3">福祉部　障害福祉課　障害福祉係</td></tr>
<tr><td>標準処理期間</td><td>６０日</td><td>法定処理期間</td><td>日</td></tr>
</table>

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内　　容　□全部記載　　□一部・項目のみ記載

特定障害者特別給付費の支給決定は、障害者総合支援法第 34 条第１項及び同法施行令第 21 条、第 21 条の２、同法施行規則第 34 条、介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）、障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引きを基準とする。

参考

【根拠法令】

障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）

（特定障害者特別給付費の支給）

第三十四条　市町村は、施設入所支援、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス（以下この項において「特定入所等サービス」という。）に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して主務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項において「特定障害者」という。）が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活援助を行う住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用（同項において「特定入所等費用」という。）について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。

【基準法令】

別紙のとおり

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。